

3 景観形成の課題

(1) 市域全体の景観形成に係る課題

- ・これまで、市域全体の景観を高めるため、景観ゾーンによる方針に基づき、大規模建築物等については、一定の誘導をおこなってきた。この実績も踏まえ、より全体の水準を高めることが求められる。
- ・今後は、全体の底上げと並行し、地域主導の取り組みとも連携をとりながら、個性がありかつ、より景観まちづくりに対し積極的な地域を掘り起こすことで、地域らしさのある景観形成を図っていくことが求められている。

(2) テーマ別の景観形成に係る課題

●大都市大阪を象徴する風格ある景観形成

- ・ターミナル駅周辺や建築美観誘導路線など、大都市大阪を象徴するエリアを中心に重点的な景観施策を進め、都市的で洗練された建物が建設されてきた。
- ・大規模な更新が概ね完成を迎えるエリアにおいては、高度化が進み大都市らしい大ボリュームのまちなみが形成される一方、広告物の掲出に統一感がないなどの課題もある。
- ・今後、高度化を図るエリアについては、新たな都市の顔としてふさわしい景観形成を図る必要がある。
- ・都心においては、予てより基盤の整備が行われており、近年に至り老朽化する施設や交通分担の遷移といった社会的変化への対応が求められる施設もあるため、これらの更新の機においては、大都市として先進的な景観の形成に寄与する整備が求められる。
- ・それぞれの状況やエリアの特性に応じて詳細に景観形成を図っていくことが必要である。



屋外広告物の多い大阪駅前の景観



今後の開発が予定される中之島西部エリア

●水と緑が豊かな潤いのある景観形成

- ・人々に愛されてきた親水空間や視点場となる橋梁など、優れた水辺の景観が数多くある。幹線道路沿いや河川沿い、都市公園や風致地区などには豊かな緑が保全・整備されてきた。
- ・公園や緑地、水辺などの公共空間に隣接するエリアでは、広告の設置や住居等としてのニーズも高い反面、雑多な印象や生活感が感じられるなど落ち着いた景観を阻害する要因も見られるため、環境と調和した景観誘導が求められる。
- ・河川沿川など水辺については、これまで実験的に公共空間を活用する取り組み等が進められてきた。このような活動と並行し、水都大阪にふさわしい景観



河川・公園側に向けられた屋外広告物



公園に隣接する住居

形成が求められる。

- ・今後、水と緑に調和した景観形成を一層進めていくことが必要である。

●歴史・文化を受け継ぐ景観形成

- ・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた歴史的・文化的資源が船場周辺や上町台地周辺を初め、市域全体に点在し、深みのある地域景観を生み出している。
- ・歴史・文化的資源が残るエリア（特に住居系の土地利用が多いエリア）では、スケールが乖離した建物や個別の資源と調和しない建物も見られる。
- ・このようなエリアでは、地域で継続的に歴史・文化的価値を共有しながら、個別の資源を活かした景観形成を図っていくことが必要である。



歴史的なまちなみの中に駐車場や大規模な共同住宅が混在する景観



歴史的なまちなみと調和しない住宅

●多様なにぎわいの景観形成

- ・地域の商店街や観光地での人々のにぎわい、各種イベントの風景や演出された夜間景観など、様々なにぎわいの風景が大阪ならではの景観において重要な特徴となっている。
- ・にぎわいに寄与しているものの、一方では雑多・無秩序な印象を生んでいるととれる建物、広告物が氾濫するエリアもある。にぎわいの質についてエリアごとに方向性を定め、適切な景観形成を図る必要がある。
- ・特に都心部においては、デジタルサイネージやメディアファサードといった新たな技術・枠組みに対しても景観上の役割・価値を評価した上で、活用・規制の方向性を検討する必要がある。
- ・夜間景観については、近年、都心部を中心に光景観の創出の取り組みが見られる。今後、景観誘導の枠組みにおいても、にぎわいに寄与する夜間景観の形成を図ることが求められる。
- ・そのあり方を検討しながら、大阪らしいにぎわいの景観形成を図っていくことが必要である。



デジタルサイネージが設置される建物



にぎわいを感じられる反面、雑多な印象を受ける景観

III 景観施策の概要と課題

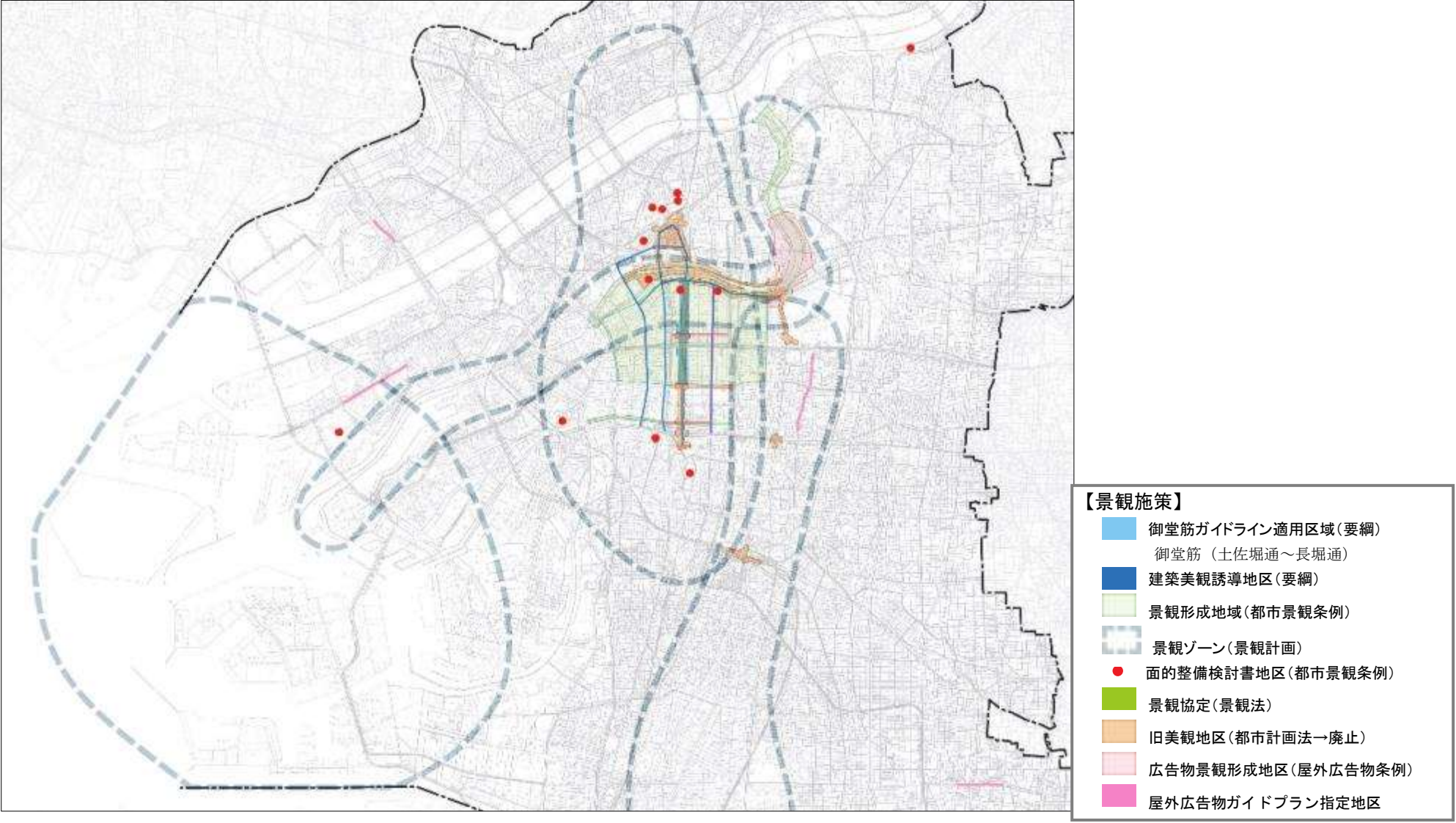
1 施策の概要と課題

- ・大阪市では、平成 18 年度に景観法に基づく景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めているほか、それ以前から要綱に基づく建築美観誘導制度などによって、より良好な景観形成に向けた協議・誘導を進めてきた。

枠組み	施策体系	施 策	概 要	課 題
景観法に基づく施策	景 観 計 画	①大規模建築物等の行為の規制（1120 件）	・景観への影響が特に大きいと考えられる大規模な建築物等について、地域における調和のとれた景観形成を誘導し、周辺のまちなみから突出した外観となる建築物等を排除することにより、市域全体の景観の向上を図ってきた。	・まちなみの現状や届出状況などを踏まえ、届出対象規模や基準などのあり方や他制度との関係について検討が必要である。
		②景観協定の締結（1 件）	・景観協定は、景観法に基づき、住民自らの手で地域の景観の維持・増進を図るための自主的な規制を行うことができる制度として、大阪市では、1 件（心斎橋筋）が認可されている。	・さらなる制度活用の促進方策の検討が必要である。
		③景観協議会の組織化（1 件）	・地権者や公共施設管理者、活動団体の代表者などが、良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行うための制度として、大阪市では、1 件（御堂筋）組織されている。	・さらなる制度活用の促進方策の検討が必要である。
		④景観整備機構の指定（3 法人）	・民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人等を指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度で、大阪市では、現在、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人大阪府建築士会、一般財団法人大阪スポーツみどり財団の 3 法人を指定している。	・景観まちづくりの支援や景観資源の活用など、民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、具体的な景観形成の推進に寄与する取り組みを進めていく必要がある。
		⑤景観重要建造物及び景観重要樹木の指定（実績なし）	・歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物・樹木や地域の景観を先導し又は継承し特徴付けている建造物・樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全を図るため指定する制度であるが、大阪市においては指定の実績はない。	・制度活用の促進方策の検討が必要である。
都市景観条例・要綱等に基づく施策	都市景観条例	⑥景観形成地域の指定・景観形成方針の策定（4 地域）	・大阪の特性を生かした都市景観をつくるため、市民、事業者および行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針として、景観的なまとまりをもった一定の地域を指定し、その特性に応じた景観形成の目標と基本的な方針を定めている。	・まちなみの分析を踏まえ、景観形成地域のあり方について検討する必要がある。
		⑦市民景観協約の締結・運用への支援（実績なし）	・地域住民等が自主的に取り組むことができる景観形成の基本的な目標・方針やルールを定め、地域レベルの個性的な景観づくりを進めるため、対外的に意思表示することができる仕組みであるが、これまでににおいて、締結の実績はない。	・景観・まちづくりのルール策定とそのルールの運用を支援する仕組みなど、より実効性のある制度のあり方を検討する必要がある。
		⑧大規模な面的整備に係る協議及び検討書の提出（14 件）	・大規模な面的整備については、計画的・一体的かつシンボリックな景観の誘導を進めるため、大規模な面的整備に係る区域における良好な都市景観の形成に関する事項について協議及び事業者に検討を求めることで、甚大な景観の阻害を防いできた。	・景観視指針の策定など景観形成につながる具体的な利活用方策の検討が必要である。
		⑨大規模な土木構造物の建設等に係る協議及び届出（4 件）	・景観への影響が大きいと考えられる大規模な土木構造物について、事業者協議及び届出を求めることで、景観形成への配慮を促してきた。	・景観視指針の策定などより良好な景観形成の観点から対象行為や基準についての検討が必要である。
		⑩都市景観資源の登録（257 件）	・地域の景観を特徴づける重要な役割を担う景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等を、市民に周知し、地域の景観づくりにおいて活用してもらうため、市民公募の下、登録を行うものである。	・景観形成につながるような具体的な利活用方策を検討する必要がある。
	その他（要綱等）	⑪建築美観誘導制度〔6 路線〕（建築物 594 件、広告物 869 件）	・都市の顔となる都心部の主要な街路沿いの地区を対象に、それぞれの地区にふさわしい誘導基準を定め、建築に際する事前協議を行うことで、美しく個性的な都市景観の形成を図る制度である。	・当該路線の位置づけや目指すべきまちなみ像、それに向けて誘導していくための基準のあり方を検討していくことが必要である。 ・広告物については、今後の広告物の実態調査を行った上で、屋外広告物条例や他制度との関係も含めて、地域性を考慮しつつ、より良い景観形成の観点からその誘導のあり方について検討を行う必要がある。
		⑫御堂筋デザインガイドラインによる事前協議（建築物 4 件、広告物 22 件）	・御堂筋デザインガイドラインに沿って本市と事業者等が協議を行うことにより、デザイン等を適切に誘導するものである。	・実施されたのが平成 26 年 1 月と比較的、新しい取り組みであるため、一定、経過観測が必要である。
		⑬優れたまちなみ・建築物等の表彰（大阪まちなみ賞（140 件））	・美しく個性と風格のあるまちの景観づくりを進めていくために、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建物やまちなみを広く一般から推薦していただき、その中で特に優れたものを表彰するものである。	・近年、市民による推薦が減少しており（事業者間での自薦等が主となっている）、より市民への啓蒙などの効果が見られる展開の検討が必要である。

枠組み	施策体系	施 策	概 要	課 題
景観形成に関連する 他分野の施策	屋外広告物法・ 条例・要綱	○屋外広告物の規制	・都市における良好な景観の形成などの観点から屋外広告物条例を設け、許可による規制・誘導を図っている。また、地域特性に応じた景観形成を目指し、広告物景観形成地区（2 地域）、屋外広告物ガイドプラン（9 地域）を定めている。	・景観誘導施策との密接な連携が必要である。
	都市計画法等	○都市計画等	・特定街区、都市再生特別地区、地区計画、都市再生緊急整備地域、風致地区、用途地域等の都市計画等による制度も並行して、展開されてきた。	
	建築基準法・ 要綱	○建築物の誘導	・建築協定、船場建築線、総合設計公開空地ガイドラインなど建築物の誘導施策も定められている。	・景観まちづくりに対する支援の枠組みが必要である。
	要綱	○地域活動	・地域の実情に応じたまちづくりの推進のため、まちづくり活動支援、HOPE ゾーン事業といった地域活動の支援施策がとられてきた。	

○景観誘導施策の分布



2 主な景観誘導施策の実績と課題

(1)大規模建築物等の行為の規制

・現在、景観計画の区域全域を基本届出区域としており、景観への影響が特に大きいと考えられる大規模な建築物等（下記、届出対象行為）については届出を求めるており、基準（下記、規制または措置の基準）に基づき、地域における調和のとれた景観形成を図るべく、周辺のまちなみから突出した外観・デザインとならないよう配慮を求める誘導を行っている。

○届出対象行為

	対 象	行 為
建築物	(1) 敷地面積が 2,000 平方メートル以上の建築物で高さが 10 メートル以上であるもの (2) 延べ面積が 5,000 平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が 6 以上であるもの	・新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の 1.5 倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等(修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。)でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 1/2 を超えるもの
工作物	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設（一時的に設置されるものを除く。）	・新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 1/2 を超えるもの

○規制または措置の基準

共通事項		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物等の配置、規模、形態意匠などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めること。		
	項 目	基 準
建築物	外壁	・外壁は、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫すること。 ・建築物の正面だけでなく、道路等の公共空間から見える側面や背面の意匠も工夫すること。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部、突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、特に景観上の工夫をすること。
	バルコニー等	・バルコニー等は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。
	屋外階段	・屋外階段は、建築物全体と調和を図るよう、形態意匠を工夫すること。
	建築設備	・配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫すること。 ・高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景措置を講ずること。やむを得ず措置ができない場合は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。
	付属設備	・駐車場、駐輪場、ゴミ置場などは、建築物全体や周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫すること。
	材料	・外壁などの材料は、汚れにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年変化に耐え得るものとする
	色彩	
	外構	・建築物の色彩は、周辺景観に配慮すること。
		・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、建築物や周辺景観と調和した形態意匠とするよう工夫すること。
工作物	空地等	
	植栽	
	垣又はさく	
工作物	配置	・道路等の公共空間に面して垣又はさくを設置する場合、閉鎖感のあるものは避け、透視可能な構造とするなど、周辺景観に配慮すること。
	色彩	・工作物の配置は、できる限り周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努めること。 ・工作物の色彩は、周辺景観に配慮すること。

【実績】

・景観計画に基づく大規模建築物等の届出は平成 26 年度末までで 1,120 件ある。

○届出件数

年度	届出件数	新築・増築	変更
H18	39	38	1
H19	119	102	17
H20	117	76	41
H21	119	57	62
H22	137	75	62
H23	118	67	51
H24	151	89	62
H25	156	90	66
H26	164	82	82
合計	1,120	676	444

※景観届出件数には変更などによる複数回の届出を含むため、建物数とは異なる。

○用途別規模状況

	住居系	商業系	業務系	倉庫・工場系	その他	計
建物数	316	82	88	88	102	676
平均敷地面積(㎡)	5,313	14,482	4,501	13,096	6,062	7,446
平均延床面積(㎡)	18,988	32,441	27,106	20,662	12,867	20,971
平均高さ(m)	42	24	44	17	31	35

※建物数には変更などによる複数回の届出を含まない。

- ・主にバルコニーの透過性（住居系用途）や外壁の設え・色彩、歩行者空間の確保、緑化等に誘導の実績が見られる。
- ・建築物等の届出に際し、こうした景観への配慮を求めることで、届出者に対する啓発的な意義があったと考えられる。
- ・一方で、外壁や色彩、外構等についての基準を定めているものの、周辺との調和を求める定性的な表現としているため、具体的な指導やより良好な景観形成に向けた積極的な誘導を行うことが難しい場合がある。
- ・届出対象は全市で一律の規模となっているが、地域によっては周辺に及ぼす影響の規模が異なることも考えられる。
- ・建築美観誘導制度など要綱に基づく届出との重複や、変更や仮設建築物の届出の取扱いが定められていないため、事業者・市の双方の負担となっている。

【課題】

- ・まちなみの現状や届出状況などを踏まえ、届出対象規模や基準などのあり方や他制度との関係について検討が必要である。

(2)景観協定の締結

- ・景観法に基づき、住民自らの手で地域の景観維持・増進を図るための自主的な規制を行うことができる景観法に基づいた制度である。
- ・地域の発意に基づき生まれ、地域の運営委員会により運営されるため、狭小な区域であっても実情にあった誘導を行える。また、景観計画では制限が不可となっている建築物の用途、構造等も含め、規制内容のメニューが充実しているため、柔軟な景観誘導を行えるといったメリットがある。

【実績】

- ・景観協定は1地区（心斎橋筋）で認定されている。

○心斎橋筋景観協定

基準	建築物の用途	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項に定めるもの（ゲームセンター、パチンコ店、性風俗特殊営業など） ・大阪府特殊風俗あつせん事業の規制に関する条例第2条第3項に定める「接客業務受託営業」（無料案内所など） ・店舗又はこれに類する用途のうち、深夜（午前0時から日の出まで）に事業を営むもの（深夜営業の店舗）
	屋外広告物及びこれに類する工作物等	・店名サイン等の大きさは、アーケード内壁面面積の1/3以内とする。 ・フラッシュ点滅等光が動くもの、文字もしくは映像が動くものとするはできない。 ・店名サイン等の内容は、自社（店）広告に限る。
協定協議の対象項目 （ガイドラインにより規定された項目）		ファサードデザイン、業種、営業時間 等

- ・地域の発意に基づくもので、地域の運営委員会により運営されるため、狭小な区域であっても実情にあった誘導を行うことができる。
- ・景観計画では制限することができない建築物の用途、構造等など、定められる項目の自由度が高いため、柔軟な景観誘導を行える。
- ・個別のまちづくりの取り組みはあるものの、合意形成など成立の条件が厳しい（土地建物所有者に加え、借家人も含めた全員同意が必要）ため、景観協定にまで結びつく例が少ない。



【課題】

- ・さらなる制度活用の促進方策の検討が必要である。

(3)景観協議会の組織化

- ・地権者や公共施設管理者、活動団体の代表者などが、良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行うための景観法に基づく制度である。

○他市事例件数（全32団体）

・宮城県仙台市： 1件	・福井県あわら市： 1件	・岐阜県各務原市： 1件	・大阪府大阪市： 1件	・福岡県うきは市： 1件
・栃木県日光市： 1件	・福井県越前市： 1件	・愛知県犬山市： 1件	・愛媛県宇和島市： 1件	・熊本県苓北町： 1件
・神奈川県真鶴町： 1件	・長野県： 10件	・滋賀県近江八幡市： 1件	・高知県四万十町： 1件	・大分県大分市： 1件
・福井県大野市： 1件	・長野県飯田市： 4件	・滋賀県栗東市： 1件	・福岡県太宰府市： 1件	・宮崎県綾町： 1件

【実績】

- ・景観協議会は1地区（御堂筋）で設立されている。

○御堂筋地区景観協議会

構成員	・対象区域の沿道地権者（景観法第11条第1項に規定する土地所有者等） ・まちづくり団体（御堂筋まちづくりネットワーク） ・公共施設管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所） ・学識経験者 ・景観行政団体（大阪市）
協議項目	・御堂筋沿道の建築物の高さ、壁面の位置および形態・意匠 ・御堂筋沿道の建築物の低層部におけるにぎわいのある空間づくり ・その他、御堂筋の良好な景観形成と沿道空間の形成に向けた取り組み

〔御堂筋地区景観協議会における協議項目〕

- ・御堂筋沿道の建築物の高さ、壁面の位置および形態・意匠
- ・御堂筋沿道の建築物の低層部におけるにぎわいある空間づくり
- ・その他、御堂筋の良好な景観形成と沿道空間の形成に向けた取り組み

【課題】

- ・さらなる制度活用の促進方策の検討が必要である。

(4)景観整備機構の指定

- ・民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人等を指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度である。

【実績】

- ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人大阪府建築士会、一般財団法人大阪スポーツみどり財団の3法人を指定している。

【課題】

- ・景観まちづくりの支援や景観資源の活用など、民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、具体的な景観形成の推進に寄与する取り組みを進めていく必要がある。さらなる制度活用の促進方策の検討が必要である。

(5)景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

- 歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物・樹木や地域の景観を先導し又は継承し特徴付けている建造物・樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全を図るため指定する景観法に基づく制度である。

【実績】

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の実績はない。

- 具体的な指定の基準がなく、指定を受けた物件はその外観等の変更において許可を要するなど制限が大きいためハードルが高く、指定につながっていない。

【課題】

- 制度活用の促進方策の検討が必要である。

(6)景観形成地域の指定・景観形成方針の策定

- 大阪の特性を生かした都市景観をつくるため、市民、事業者および行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針として、景観的なまとまりをもった一定の地域を指定し、その特性に応じた景観形成の目標と基本的な方針を定めている。

【実績】

- 景観形成地域として、4地域（都心中央部、大川、中之島、道頓堀）が指定されている。

- 景観形成の目標及び基本的な方針を定めており、景観誘導における一定の指針となっているが、具体的な誘導基準がないため、事業者へ具体的な指導、誘導を行うことが難しい。

【課題】

- まちなみの分析を踏まえ、景観形成地域のあり方について検討する必要がある。

○景観形成地域



(7)市民景観協約の締結・運用への支援

- 地域住民等が自主的に取り組むことができる景観形成の基本的な目標・方針やルールを定め、地域レベルの個性的な景観づくりを進めるため、対外的に意思表示することができる仕組みである。
- より緩やかな枠組み（景観協定の様に権利者の全員合意などの要件がない）での地域の景観ルールという位置づけで、地域における景観的価値の共有、景観に対する市民の意識醸成を図るため制定された施策である。

【実績】

- 市民景観協約の認定の実績はない。

- 認知度が低く実績はないが、近年、地域の個性を活かしたまちづくりや景観ルールづくりを行う動きが活発になっている。

【課題】

- 景観・まちづくりのルール策定とそのルールの運用を支援する仕組みなど、より実効性のある制度のあり方を検討する必要がある。

(8)大規模な面的整備にかかる協議及び検討書の提出

- 大規模な面的整備については、計画的・一体的かつシンボリックな景観の誘導を進めるため、大規模な面的整備に係る区域における良好な都市景観の形成に関する事項について協議及び事業者に検討を求めることで、甚大な景観の阻害を防いできた。
- 事業者に自発的な景観に関する検討を求め、協議を通じて景観面の配慮を促している。

【実績】

- 大規模な面的整備にかかる検討書に基づく協議は16件ある。

○検討書における景観配慮の項目

年度	地区名	壁面位置	形態・意匠	色彩	歩行者空間	垣・柵	ストリートファニチャー	緑化	夜間景観	水辺景観	屋外広告物
H11	難波	○	○	○	○		○	○	○		○
	中之島三丁目中央	○	○		○	○		○		○	○
	此花西部臨海	○	○	○	○	○		○		○	
	ヨドバシカメラ店舗	○	○		○			○			○
H12	湊町	○	○	○	○	○		○	○	○	○
H13	西梅田(大阪駅前西)	○	○		○			○			
	大宮五丁目		○							○	
H14	北浜一丁目	○	○		○			○			○
	茶屋町西	○	○		○			○			○
H15	大阪ドームシティ		○	○	○	○	○	○	○	○	○
H17	西梅田(毎日新聞)	○	○		○			○			
	淀屋橋	○	○		○			○			○
H22	大阪駅北	○	○	○	○		○	○	○	○	○
H23	新町一丁目		○		○			○			
H25	茶屋町(ヤンマー新本社)	○	○		○			○			○
	茶屋町(上翔学園梅田カンバス)	○	○		○			○			○

○

- 制度上は都市計画（地区計画、都市再生特別地区 等）などの協議に先立ち検討書を提出することになっているが、実際には都市計画等の手続きの中で開発についての大きな方向性が決まった後、建築行為の前に検討書に基づく景観協議を行う形となっている。
- 景観指針が無いため積極的な誘導を行うことは難しく、一般的な検討内容となっている。

【課題】

- 景観視指針の策定など景観形成につながる具体的な利活用方策の検討が必要である。